

改正

令和 三年 六月三〇日条例第二〇号

令和 七年 二月二〇日条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 公契約過程の適正化に関する基本的施策（第八条—第十二条）

第三章 特定公共事業の実施手続（第十三条—第十九条）

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続（第二十条—第二十九条）

第五章 江戸川区公契約審査会（第三十条—第三十四条）

第六章 江戸川区公契約監視委員会（第三十五条—第三十八条）

第七章 江戸川区労働報酬等審議会（第三十九条—第四十二条）

第八章 雑則（第四十三条—第四十五条）

付則

江戸川区は、江戸川区民の福祉の増進のため、多様なものとサービスを調達している。

それらを調達する契約は、江戸川区民の負担の下になされるものであり、公平性・公正性・競争性・透明性の確保はもとより、地域社会への貢献や地域経済の活性化にその効果が十分に発揮されることが強く求められる。

多様性のある全ての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会づくりを掲げ、活力ある地域社会の実現を目指す江戸川区が推進すべき公契約は、事業の計画から相手方の選定、価格の決定、公共施設等の使用、維持管理、廃棄までを含めた継続性を有するものでなければならず、その全ての過程において江戸川区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するものでなければならない。

この認識の下に、江戸川区における公契約の基本となる理念と原則を明らかにし、江戸川区が推進すべき公契約を確実なものとするため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の行う公契約について基本理念を定め、区及び事業者の責務並びに江戸川区民（以下「区民」という。）の役割を明らかにし、公契約に関

する施策の基本となる事項を定めるとともに、特定公共事業の実施手続並びに公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境等（以下「労働環境等」という。）の確保に係る実施手続並びに江戸川区公契約審査会、江戸川区公契約監視委員会及び江戸川区労働報酬等審議会の設置について定めることにより、公契約の公正かつ適切な運用を推進し、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するための工事の完成、役務の提供、物件の納入等、区が締結する契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- 二 公契約過程 公契約の対象の特定、相手方の選定、価格の決定、履行から公契約の対象の使用、維持管理、廃棄等に至るまでの区と受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）との間の公契約の全過程（工事の下請、物件、原材料及び資材の購入等の公契約の実現に関連する事業活動を含む。）をいう。
- 三 事業者 公契約過程に参加し、又は参加しようとする者をいう。
- 四 受注者 事業者のうち、区と公契約を締結する者をいう。
- 五 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者
- 六 労働者等 次に掲げる者（江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。）をいう。
 - ア 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委

託契約により公契約に係る業務に従事する者

七 公共工事等 公契約に係る業務のうち、建設工事並びに建設工事に係る計画、測量、設計、監理、調査及びコンサルタント業務をいう。

八 公共工事過程 公共工事等に係る公契約過程をいう。

九 建設事業者 事業者のうち、公共工事等を請け負うことを業とする者をいう。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(基本理念)

第三条 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、区民の福祉の増進に資することを目標としたものでなければならない。

2 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、事業者間の公正な競争が促進されるとともに、地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮がなされたものでなければならない。

3 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

4 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、労働環境等の確保により雇用の安定への配慮がなされたものでなければならない。

5 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、性別、性的指向、性自認、国籍、障害の有無等といった多様性への配慮がなされたものでなければならない。

6 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、公平性及び公正性を貫き、その透明性を確保して行われなければならない、不正行為は徹底して排除されなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(公共工事等についての指針)

第四条 公共工事等は、公共工事等が現在及び将来における区民生活並びに地域経済の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有することに鑑み、その対象物の区民生活における機能及び公共工事過程の地域経済に及ぼす影響について十分に配慮されたものでなければならない。

2 公共工事等は、その対象物が長期間にわたって使用されて初めてその品質が明らかとなること、その品質が受注した建設事業者の意欲及び能力に負うところが大きいこと、個別の公共工事等ごとに条件が異なること等の特性を有することに鑑み、その発注においては価格、品質その他の条件が総合的に優れた内容の契約がなされるとともに、その契約の適正な履行が確保されたもので

なければならない。

- 3 公共工事等は、これを担う健全な建設事業者の育成が区民生活の安全及び地域経済の活性化に重要であることに鑑み、建設事業者の技術力及び能力向上のための努力のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を公共工事過程に適切に反映したものでなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(区の責務)

第五条 区は、基本理念にのっとり、公契約過程を適切に運営し、管理する責務を有する。

- 2 区は、公共工事等についての指針に基づき、公共工事過程を適切に運営し、管理する責務を有する。
- 3 区は、前二条の規定に基づき、公契約過程の適切な運営及び管理のための施策を策定し、実施する責務を有する。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、公契約過程においてその役割を果たし、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に貢献する責務を有する。

- 2 建設事業者は、公共工事等についての指針に基づき、自らの努力によってその能力を向上させ、受注した公共工事等を適正に履行し、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に配慮するとともに、地域における社会貢献に努める責務を有する。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(受注者等の責務)

第六条の二 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働環境等を確保するよう努めなければならない。

- 2 受注者等は、第五条第三項の施策に協力するよう努めなければならない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(区民の役割)

第七条 区民は、区による公契約の運営について不断に監視するとともに、公契約の目的が十分に発揮されるよう協力に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

第二章 公契約過程の適正化に関する基本的施策

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(区民生活の向上への貢献、地域経済の活性化等への寄与)

第八条 区は、公契約過程が区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に果たす役割に鑑み、公契約を締結するに当たっては、その公契約過程が区民生活の向上に最大限に貢献し、地域経済の活性化及び労働環境等の確保に寄与するようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(事業者の能力向上、受注機会の確保)

第九条 区は、意欲ある事業者が自らその能力の向上を図ることを支援するとともに、その能力を最大限に発揮できるようにするため、適切に受注の機会が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(発注者としての能力向上、専門家の活用)

第十条 区は、発注者として公契約過程を適切に運営するため、自らの能力を向上させるとともに、必要に応じて公契約に関する専門家の活用等必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(適切な契約条件の設定)

第十一条 区は、公契約がその長期にわたる公契約過程の全体を通じて区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与すべきものであることに配慮し、価格、品質、納期、保証等の契約条件が適切なものとなるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(透明性の確保、不正行為の防止等)

第十二条 区は、公契約過程の透明性を確保し、自らの公正中立な立場を堅持するとともに、公契約過程における不正行為の防止及び不良不適格事業者の排除を徹底するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

第三章 特定公共事業の実施手続

(特定公共事業の指定)

第十三条 区長は、区が行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業（以下「特定公共事業」という。）として

指定することができる。

2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

3 特定公共事業の実施手続については、法令に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(特定公共事業基本計画)

第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画（以下「特定公共事業基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。

3 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(特定公共工事対象物の設計及び契約の単位)

第十五条 区は、特定公共事業を遂行するために行われる建設工事（以下「特定公共工事」という。）の対象物を設計し、又は特定公共工事に係る契約の単位を特定するときは、特定公共事業基本計画に示された社会的要請が最大限に実現されるものとなるよう努めなければならない。

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号・七年三号〕

(落札者決定基準)

第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。

3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

（落札者の決定）

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

（異議の申入れ）

第十九条 特定公共事業の実施手続における取扱いに関し、異議のある者は、区長に対し、異議を申し入れることができる。

2 区長は、異議の申入れを受けたときは、当該申入れに係る取扱いに関し、遅滞なく、江戸川区公契約監視委員会に諮問しなければならない。

3 区長は、当該諮問に対する江戸川区公契約監視委員会の答申を尊重して、当該申入れに対する決定をしなければならない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続

追加〔令和三年条例二〇号〕

（適用範囲）

第二十条 次条から第二十九条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- 一 予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約
- 二 予定価格が四千万円以上の業務委託契約
- 三 指定管理協定

2 前項の規定にかかわらず、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認める者であるときは適用しない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(公契約に定める事項)

第二十二条 区は、公契約において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。
- 二 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならないこと。
- 三 受注者は、江戸川区規則で定めるところにより、労働環境等を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。
- 四 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。
 - ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

五 受注者は、第二十五条第一項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。

六 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第一号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、第二十五条第二項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(労働者等の申出)

第二十三条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(不利益な取扱いの禁止)

第二十四条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(報告の要求等及び立入調査)

第二十五条 区長は、第二十三条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前二項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(是正措置)

第二十六条 区長は、前条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するための措置を講ずるよう命じられた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(公契約の解除)

第二十七条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除（指定管理協定にあつては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

- 一 第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。
- 二 前条第一項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(公表)

第二十八条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(損害賠償)

第二十九条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 区は、解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

追加〔令和三年条例二〇号〕

第五章 江戸川区公契約審査会

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。
- 3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(審査会の組織)

第三十一条 審査会は、七名以内の委員で組織する。

- 2 審査会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(審査会の会議)

第三十二条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(部会)

第三十三条 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(審査会の運営)

第三十四条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

第六章 江戸川区公契約監視委員会

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(委員会)

第三十五条 特定公共事業の実施手続における取扱いに関する異議の申入れに関し、第十九条第二項の規定に基づく区長の諮問に応じ、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区公契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する調査審議の結果について区長に答申する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、区長、事業者又は異議を申し入れた者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(委員会の組織)

第三十六条 委員会は、三名以内の委員で組織する。

- 2 委員会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(委員会の会議)

第三十七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の全員一致をもって決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員長が指名する委員に事案の調査その他必要な事項

を委任することができる。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(委員会の運営)

第三十八条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

第七章 江戸川区労働報酬等審議会

追加〔令和三年条例二〇号〕

(審議会)

第三十九条 労働環境等の確保に係る実施手続における労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項に関し、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について区長に対して意見を述べる。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(審議会の組織)

第四十条 審議会は、六名以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(審議会の会議)

第四十一条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔令和三年条例二〇号〕

(審議会の運営)

第四十二条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔令和三年条例二〇号〕

第八章 雑則

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(守秘義務)

第四十三条 審査会、委員会及び審議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(兼任の禁止)

第四十四条 審査会及び審議会の委員と委員会の委員とは、兼任することができない。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

(委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔令和三年条例二〇号〕

付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則 (令和三年六月三〇日条例第二〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五章の前に一章を加える改正規定（第二十一条に係る部分に限る。）及び第八章の前に一章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第二十条及び第二十二條から第二十九條までの規定は、施行日以後に公告、公表又は通知を行う工事請負契約及び業務委託契約並びに同日以後に公募する指定管理者との公の施設の管理に関する協定について適用する。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の江戸川区公共調達基本条例第二十一条第二項及び第二十六条第二項の規定に基づき委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後の江戸川区公契約条例第三十一条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき委

員として委嘱された者とみなす。

付 則（令和七年二月二〇日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。